

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2014～2017

課題番号：26301040

研究課題名(和文) 社会主義国の大学運営における党組織の役割変容に関する比較研究

研究課題名(英文) the role of communist party in higher education in socialism

## 研究代表者

近田 政博(Chikada, Masahiro)

神戸大学・大学教育推進機構・教授

研究者番号：80281062

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究を通して、社会主義国の政治・社会状況に沿った「アカデミック・フリーダム」の考え方が、両国において徐々に進行していることが明らかとなった。それは先進国の大学におけるアカデミック・フリーダムとは意味が異なり、社会主義体制や共産党支配を許容する範囲において、一定程度の「学ぶ自由」「教える自由」「研究する自由」を認めるものである。

この点は学問分野によって温度差があり、自然科学分野においては柔軟に、人文・社会科学分野においてはより慎重な姿勢である。党内党委員会の機能は「政治統制の機関」から構成員間の「既得権益の利害調整機関」および「大学の基本的な方向性」を示す機関へと変容しつつある。

研究成果の概要(英文)：Academic Freedom in Vietnam and China is developing gradually in the conditions which forces the royalty to the communist party and country. The main function of party committee in the universities in both countries are changing from political control to balancing the powers and showing the fundamental orientation of universities.

研究分野：比較教育学

キーワード：大学教育 社会主義 教育政策 共産党

### 1. 研究開始当初の背景

中世ヨーロッパ大学に端を発し、今日では先進国の大学に定着している「アカデミック・フリーダム」の理念は、社会主義国や発展途上国では必ずしも当てはまらない。これらの国々においては、かつての大学は宗主国の権威の象徴であり、今日では新生独立国家の正統性を示すための装置として用いられてきた。また、中国やベトナムのような社会主義国においては、大学は社会主義理念を実現するための政治的手段であるとみなされてきた。

たとえば両国の教育目標についてみると、中国教育法第5条では「教育は社会主義現代化建設に貢献し、生産労働と結び付き、徳・知・体の全面に発達した社会主義事業の建設者及び後継者を育成しなければならない」と定められている。また、ベトナム教育法第2条では「教育の目標はベトナム人の全面的な発達にある。道徳、知識、健康、審美眼、職業を備え、民族独立の理想と社会主義に対し忠誠を誓い、公民としての人格と資質、能力を養い、祖国の建設と防衛事業に資する人材の養成を目標とする」と定められており、教育では社会主義国家建設のための人材育成という観点が最優先される。この基本方針は大学教育においても適用される。

大学での研究活動においては、政策担当者や個別の政策批判までは許容されるが、今なお公の場における体制批判は認められていない。教育活動においても、大学で扱うべき専門分野のカテゴリーを国が直接規定しており、大学教員の裁量は大きく制限されている。同時に、いずれの大学・専門分野においても政治科目（「共産党の歴史」「マルクス＝レーニン主義」「ホーチミン思想」「毛沢東思想・鄧小平理論」など）や軍事訓練が必修化されている。

これまで申請者は、ベトナムにおいて社会主義型の大学がどのように形成されたか、政治体制の転換がベトナム高等教育制度の形成にどのような影響を与えてきたかについて研究を行ってきた。しかし、社会主義型大学の内部における意思決定のメカニズムについては十分に解明できていない。

他の先行研究においても、法整備などの諸政策、入試などの制度改革、大学の統合・合併などのインフラ整備などについて研究が蓄積されてきたが、いわゆる外形的な改革事象を扱うにとどまり、そうした改革が大学内部においてどのように発案・主導されてきたのかについては、ほとんど知られていない。

また、市場経済化の進行に伴って、上記のような社会主義国の大学特有の性質がどのように変化しているかは不明な点が多い。このように、中国とベトナム両国は、社会主義体制を維持しながら大学の教育・研究水準を向上させる上で、その構成員に「アカデミック・フリーダム」をどこまで許容すべきなのかというジレンマを抱えている。

すでに両国は、イデオロギーに過度に結びついた研究は結果的に社会に大きな弊害をもたらすという過去の教訓から多くを学んでいる。たとえば、旧ソ連において後天的に獲得された環境因子の存在を過度に重視した農学者ルイセンコ(1898-1976)の理論は、社会主義諸国の農業生産に深刻な被害をもたらした。また、社会主義国では研究活動を制限・阻害された多くの学者がアメリカなど西側諸国の大学に頭脳流出してきた。

こうした反省を踏まえて、学問や社会の発展には研究者の自由な発想や議論が必要だという認識は、今日の中国やベトナムの政府および大学において一定程度共有されつつある。本研究が明らかにしたいのは、一党制を堅持しながら、学問の発展・革新、国際競争に欠かせない「アカデミック・フリーダム」をどこまで許容できるのか、もしくは欧米先進国の社会とは別概念の「アカデミック・フリーダム」を構築できるのかという可能性である。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、市場経済化が進行している社会主義国の大学において、これまで政治的に厳しく制限されてきた「アカデミック・フリーダム」、すなわち大学における「運営の自由」、「教育・研究の自由」、「学ぶ自由」がどこまで認められうるのかを、現地調査によって検証することである。本研究の調査対象は、市場経済化が進行あるなかで共産党による実質的な一党支配体制を今なお堅持している中国とベトナムである。

### 3. 研究の方法

本研究では、社会主義国(中国とベトナム)の大学において大きく制限されてきた「アカデミック・フリーダム」の可能性を、「運営の自由」、「教育・研究の自由」、「学ぶ自由」の3つの側面から考察したい。そして、これら3つの側面を統制と緩和のバランスという視点から分析した。

本研究が扱う範囲と明らかにしたい点は次のとおりである。

#### a. 「運営の自由」(対教員・職員)

・人事・予算に関する政府の大学管理にはどのような法的論理が用いられているか

・大学教職員は人事・予算および大学運営において、どの程度の自律性を保障されているのか。その自律性の大きさに変化はみられるのか

#### b. 「教育・研究の自由」(対教員)

・教育・研究活動への政治的制約はどのような論理、手段に基づいているのか

・市場経済化に伴って、研究活動への制約が緩和されつつあるのか。それは、いかなる高等教育機関、研究分野において顕著か。

#### c. 「学ぶ自由」(対学生)

・社会主義理念を体現する必修科目である政治思想科目、生産労働実習、軍事訓練などは

カリキュラムや教科書においてどのように規定され、実施されているか

・急激な市場経済化によって、これら政治必修科目の履修内容は現実世界の変化にどのように対応しようとしているのか

・統一的・系統的な知識の伝授を重視し、同時にその弊害を認識してきた中国・ベトナムの高等教育において、批判的思考法や自律的な学習を組織的にどのように促進・奨励しようとしているのか。学生の大学運営への組織的参加はどの程度認められるのか。

訪問調査先は、ベトナムではハノイ国家大学、ハノイ工科大学、高等教育・職業教育研究院、ホーチミン市国家大学である。ベトナムでは、高等教育・職業教育研究院長のレ・ドン・フォン氏、ホーチミン市国家大学社会人文科学大学長のヴォ・ヴァン・セン学長(当時)に研究協力をいただいた。中国では、華東師範大学、南京師範大学、北京師範大学を訪問調査した。華東師範大学では徐国興教授、南京師範大学の胡建華教授、北京師範大学の高益民教授に研究協力をいただいた。

#### 4. 研究成果

本研究を通して、社会主義国の政治・社会状況に沿った「アカデミック・フリーダム」の考え方が、両国において徐々に進行していることが明らかとなった。それは先進国の大学におけるアカデミック・フリーダムとは異なり、社会主義体制や共産党支配を許容する範囲において、一定程度の「学ぶ自由」「教える自由」「研究する自由」を認めるものである。この点は学問分野によって温度差があり、自然科学分野においては柔軟に、人文・社会科学分野においてはより慎重な姿勢を保っている。ただし、中国においては習近平政権になってから大学に関する教学面、運営面に対する管理はにわかに厳しくなる傾向にある。

中国とベトナムの大学において最高意思決定機関は、党委員会の常務委員会である。常務委員会で人事、発展計画、組織改革などを決定する。この役割において、常務委員会はアメリカの大学の理事会に似ている。校長と副校長のなかで1名以上は非党員を含むという暗黙のルールがある。校長が党員でない場合は、拡大会議を設けることがある。

一方、実務的なことは校務委員会(校長会議)で決めている。たとえば南京師範大学では常務委員会と校務委員会は隔週で開催する。常務委員会は書記、副書記、校長、副校長、他で構成される。校務委員会は校長、副校長で構成される。このほか、学術委員会(教授だけ)、学位委員会、教職員代表大会などがある。教職員代表大会では校長が大学全体の方向性を報告するが、あくまで報告にすぎない。

また、学内党委員会の機能は「政治統制の機関」から構成員間の「既得権益の利害調整機関」へと変容しつつあることがわかった。

同時に、「アカデミック・フリーダム」を担保するために、両国とも大学の質保証制度を急速に整備していることがわかった。具体的には、教育担当省庁の内部に担当部署を設け、さらに外部に認証評価機関を設置している。各大学は自己点検・評価結果をもとに数年おきに認証評価を受審する仕組みとなっている。先進国と異なるのは、大学に対する認証評価を政府が直接管理する方式をとっている点である。

さらに、各大学をグループ化、ランク付けして、予算・資源の傾斜配分を行うことにより、国は大学に対する管理を強めつつある。全体的に言えば、むしろベトナムや中国では共産党による大学への管理はますます強化されており、その一方で教育現場では、日本と同様にアクティブラーニングの重要性が求められている。体制批判の芽となりうるアクティブラーニングの考え方や、党組織による大学管理のあり方は本質的に矛盾するのだが、両国においてそのことは「暗黙知」としてみなされていることがわかった。

したがって、小規模の大学や専門分野に特化した大学では「アカデミック・フリーダム」が認められる度合いは小さくなり、予算規模も小さい。他方、大規模の総合大学になるほど、「教える自由」と「学ぶ自由」は相対的に大きくなる傾向がある。特に、両国が予算を重点配分している国家重点大学では、一定程度の「アカデミック・フリーダム」を確保すると同時に、自己評価・第三者評価などの業務量が増大しつつある。

また、両国ともに大学内の党組織の存在意義は、社会主義思想を管理することから、大学の競争力を維持・強化するための基本的な方向性を打ち出す役割へと変化しつつある。

また、中国の大学の新しい傾向としては、各大学が2013年から大学憲章(原語:「大学章程」)を制定していることが挙げられる。大学憲章は2010年に國務院政府計画としての教育発展改革要綱に定められた。各大学の党常務委員会で決定したのち、教育部の承認が要る。政府が各大学の章程を作らせているのは、各大学が社会に対する発信力を高めてほしいと考えているからである。同時に大学の内部質保証を高める必要がある。従来は細かい規則はあったが、憲章の形にして公開していなかった。ただし、この大学憲章の制定が実際にどのような効用をもたらしているかについては、否定的な意見もみられた。

教育計画に関しては次のような特徴が管見される。第一は、国の中長期にわたる発展計画に対応する形で中長期の教育計画が策定されていることである。教育計画の策定に際しては、国が主体的に策定する場合もあれば、国際援助機関が策定に大きな影響力を及ぼす場合もある。

第二は、教育の質を向上させる手段として、学校教員の資質向上が重視されていることである。そのための教員資格、教員免許制度、

研修制度などの整備が急務となっている。

第三は、中央政府が策定する教育計画は自国の国際競争力を高めることを意識するあまり、都市部のエリート校への重点投資に目が向きがちだという点である。教育・学習資源の乏しい地方にとっては、実現困難な内容が少なくない。中央政府では教育計画を実現するためにどのような現実課題を解決すべきか、どのように財源を確保・配分すべきかについて必ずしも十分に検討されていないことがある。教育計画が理想的であればあるほど、現実の教育普及や質向上と大きく乖離する可能性もある。

両国には途上国特有の問題も存在する。一つは、政府が策定する教育計画自体の信用度が必ずしも高くないという点である。どんなに高い目標や厳しい規制を設定し、評価の仕組みを整備しても、賄賂や汚職が横行しているようでは、教育現場が機能しない可能性もある。基準を満たさない教育プログラムであっても、賄賂しだいで黙認されてしまうこともある。その賄賂が教育関係者の生計を支えているので、これを撲滅することは構造的に容易ではない。特にベトナムでは、入学試験や教員採用、教育行政官の採用などにおいても不正が発生している。こうした社会構造は生徒や保護者にも周知の事実であり、教育行政、学校教育、教員といった公共財に対する国民の信頼が十分に得られているとは必ずしも言えない。

もう一つの問題は、学校教員の給与水準が低く、給与だけでは生計を立てることが難しいことである（中国では改善されつつある）。ベトナムではいまだ副業が半ば公認され、副業収入の方が教員としての本給よりも多いことは珍しくない。この状況では、教員が授業の質を高めるために創意工夫する余裕や意欲を高めることは至難である。都市部では副業の機会に比較的恵まれているので、教員はたとえ地域手当が支給されても農村部や山間部の学校に赴任したがらず、教育機会の地域格差を生み出す要因となっている。地域の実情に即し、財源の裏付けを有し、明確な優先順位をもった実効性のある教育計画の策定が必要である。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

近田政博「翻訳 ベトナム高等教育法」名古屋大学高等教育研究センター編『名古屋高等教育研究』第14号、2014年、299-337頁。

〔学会発表〕(計3件)

近田政博「ベトナム高等教育における質保証制度の特質と課題」日本比較教育学会第53回大会、東京大学（東京都）2017年6月24日

近田政博、服部美奈、乾美紀「ベトナム、インドネシア、ラオスにおける教育計画の特質と課題」日本比較教育学会第52回大会、大阪大学（大阪府）2016年6月26日

Chikada, M. “Academic Writing in Comparative Education -Challenges and Suggestions from Japan”, Comparative Education Society of Asia (CESA) Conference 2016, De La Salle University, Manila (The Philippines), 28 January, 2016.

〔図書〕(計2件)

近田政博、服部美奈、乾美紀「東南アジアの教育計画と質向上のための課題」山内乾史、杉本均、小川啓一、原清治、近田政博編著『現代アジアの教育計画 補巻』学文社、2017年、40-64頁

近田政博「フィールドワーク型研究を論文にまとめる」山内乾史編著『比較教育学の研究スキル』東信堂、2018年近刊

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

近田 政博 (CHIKADA, Masahiro)  
神戸大学・大学教育推進機構・教授  
研究者番号：80281062

##### (2) 研究分担者

( )  
研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )  
研究者番号：

##### (4) 研究協力者

徐 国興 (XU, Guoxing)  
華東師範大学・教授

胡 建華 (HU, Jianhua)  
南京師範大学・教授

高 益民 (GAO, Yimin)  
北京師範大学・教授

レ・ドン・フォン (LE, Dong Phuong)  
ベトナム高等教育・職業教育研究院・院長

ヴォ・ヴァンセン (VO, Van Sen)  
ホーチミン市国家大学・社会人文科学大学・学長（当時：現在は教授）